

## 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（案）に対する意見

一般社団法人日本口腔衛生学会 理事長 神原正樹

第二次国民健康づくり運動における基本的な方針案として、健康寿命の延伸と集団間の健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて社会生活を営むための心身機能の維持及び向上につながる対策、社会全体が相互に支え合いながら個人の健康を支え守るための社会環境の整備、およびこれらを実現するために基本となる要素として「歯・口腔の健康」に関する生活習慣の改善が位置づけられていることは十分に評価できます。

また、「歯・口腔の健康」に関する目標のなかに、口腔機能の維持・向上として60歳代の咀嚼良好者の割合を設定し、さらに乳幼児・学齢期のう蝕罹患状況を都道府県単位で捉えるという視点は、前回の健康日本21の目標にはみられなかったものであり、今回新たな取り組みとして評価しています。

一方、「歯・口腔の健康」に関する目標は5項目設定されていますが、上記の口腔機能の維持・向上に関する1項目以外の3項目は、歯の喪失状況、成人期以降の歯周病、乳幼児・学齢期のう蝕罹患状況に関する目標となっています。しかしながらそれらを実現するための取り組みとしては、歯科検診受診率が1項目示されているのみです。

「都道府県が、今回、国が設定する全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて地域の実情を踏まえ、地域住民にわかりやすい目標を設定する」と本案に記載されていることから、全国レベルで国民が歯・口腔の健康づくりに主体的に取り組むための目標を明示する必要があります。

この観点からみても、「歯・口腔の健康」への具合的な取り組みとしては、本案で示されている歯科検診という2次予防の目標だけでは不十分であると考えられます。歯科検診が一次予防として効果を発揮するには、適切な健康情報の提供と保健指導が求められることから、検診に併せて、保健指導を明記する必要があると共に保健行動目標を設定することが望ましいと考えます。また、歯科疾患の予防としてフッ化物応用をはじめとする具体的な一予防対策を示すことが必要です。

このような一次予防は、個人及び地域レベルの対策として、本案の基本的方向性のひとつである集団間の健康格差の縮小に有効です。

したがって、今回示された「歯・口腔の健康」に関する目標案の中に、新たに、個人への対策および公衆衛生の見地から、国民に分かりやすい一次予防の取り組みに関する目標を追加していただきたいと考えます。

最後に、この目標が10年先をにらんだものであることから、中間報告の際に、目標値の達成状態、新たなエビデンスの出現、地域格差の是正への強化を踏まえ、目標値の修正を行えるフレキシビリティを希望します。また、新たな目標値、個人、歯科医療、地域におけるそれぞれ場の創世のために、研究支援をお願いしたいと思います。目標設定のために考慮していただきたいSMART (S; Specific, M; Measurable, A; Ambitious, R; Realistic, T; Time bound) を参考のために、記しておきます。